

## 令和3年度保育サポーター養成講座受講生募集!

### ～宜野湾市ファミリー・サポート・センター～

ファミリーサポートとは、女性の社会参加活動を推進するとともに、育児の手助けをしてほしい方と、育児の手助けをしたいと思っている地域の人同士が会員となって、相互援助活動を行う有償のボランティアです。

**対象** 20歳以上の子育て経験のある市内在住の方で、本講座の全日程に参加でき、講座終了後にはセンター会員として、サポート活動ができる方

**講座期間** 7/15(木)～7/21(水)の5日間(日時の変更の可能性有)

**説明会日時** 6/16(水) 10:00～12:00

**場所** 宜野湾市役所 別館 多目的会議室

**定員** 20人

**受講料** 無料(但し、テキスト代と調理実習代として、2,400円徴収します)

**持参するもの** ・身分証明書(運転免許証または保険証など)  
・認印(シャチハタ不可)・写真(3cm×3cm)2枚

\*説明会も講座項目です。必ずご参加ください。

**申込期限** 6/15(火) 17:00まで

**申込方法** ファミリー・サポート・センターまで電話でお申し込みください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期または中止する可能性があります。

**問** こども企画課 宜野湾市ファミリー・サポート・センター ☎893-4463

## 6月から子宮頸がん・乳がん検診が始まります!

子宮頸がん・乳がん検診が6月からスタートします。対象者へ受診券が送付されますので、早めの予約をお願いします。

**受診期間** 令和3年6月1日～令和4年1月31日

対象者	受診できる検診
20歳以上で前年度子宮頸がん検診を受診していない方	子宮頸がん検診
40歳以上で前年度乳がん検診を受診していない方	乳がん検診

※年齢は令和4年3月31日時点

受診方法や料金などの詳細は、6月初旬に送付される受診券と、同封されているチラシをご確認ください。

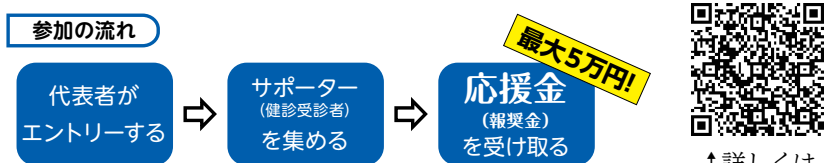
**問** 保健相談センター ☎898-5583



## 特定健診・がん検診 子ども応援金サポートプロジェクト始動!!

本市の健診受診率向上を目的として、子どもが主役の活動団体が家族や仲間、地域の方々に“早めの健診(4月～9月末)”を呼びかけながらサポーター(健診受診者)を集めていただき、健診の種類と受診した人数に応じてエントリーした団体に応援金を付与する新規事業を開始します。対象となる活動団体のエントリーお待ちしております。

**エントリー対象団体** 市内の部活動(小・中学校)、サークル活動、子ども会  
**サポーター条件** 市が発行した受診券を利用し、4月～9月までに健診を受ける方



**問** 保健相談センター ☎898-5583



↑詳しくは  
コチラ

## フィットネス教室

**日時** ①6/2(水) 10:00～11:00

②6/18(金) 14:00～15:00

※当日は問診・血圧測定等を行いますので、15分前までにお越しください。

**場所** 保健相談センター2階ホール

**対象** 市内在住で運動制限のない方

**定員** 15人(定員に達し次第締切)

**参加費** 無料(事前予約)

**持ち物** 動きやすい服装、飲み物、室内シューズ

※予約期間は開催日1週間前から前日まで  
※来所時のマスク着用、手指消毒の実施、事前の体調確認など、ご協力をお願いします。

その他詳しい留意点などは市ホームページをご確認ください。

**申 問** 保健相談センター ☎898-5583

## 『ママの料理教室』受講者募集

子育て中のママのための時短・簡単!料理教室を開催します。

ママ友と一緒に楽しく料理を作ってみませんか?

**対象者** 市内在住20代～40代でお子さんがいる母親

※原則として全日程参加可能な方

**日程** 5/28～6/18 毎週金曜日

(全4回) 10:00～13:00

**参加費** 1,000円

**持参する物** エプロン・三角巾・マスク・筆記用具

**定員** 16人(定員に達し次第締切)

※託児施設等は設けておりませんので、お子さんを連れての参加はご遠慮ください。

**申込期間** 5/10(月)～5/25(火)

9:00～17:00(土日・祝日は除く)

**場所** 保健相談センター2階 調理室

**申込み方法** 電話または窓口で受付

※新型コロナウイルス感染防止対策を行った上で実施しますが、感染症の状況等により人数制限や中止になる場合があります。予めご了承ください。

**問** 保健相談センター ☎898-5583

## 宜野湾市男女共同参画推進条例が制定されました!(令和3年7月1日施行)

すべての人が平和で安心して暮らすために、平等で多様性を認め合い、あらゆる分野において協働し、権利が保障され、喜びと責任を分かち合うことのできる人権尊重のまちの実現をめざします。

そのために、市、市民、事業者、教育関係者、自治会及び各種団体が一体となって協働で男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層進めるための基本的な考え方を定めております。

【お問合せ先】市民協働推進課 平和・男女共同係

☎098-893-4119 E-mail: Kikaku06@city.ginowan.okinawa.jp



←詳しくは宜野湾市  
男女共同参画推進条例  
HPをご覧ください